

公 示

公示第86号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年3月5日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃ブロック	事案の概要		
			運賃及び料金の種類	現行	申請
別紙のとおり					

事案番号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃ブロック	事案の概要									
			運賃及び料金の種類	車種区分	現行				申請			
					初乗		加算		初乗		加算	
					距離(km)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)	距離(km)	運賃(円)	距離(m)	運賃(円)
7旅第147号	新興タクシー株式会社 (1110001007172)	新潟県B地区	基本運賃	普通車	1.08	680	233	100	0.847	580	233	100